

後見開始の申立てをされる方へ

仙台家庭裁判所

1 面接日の予約のお願い

仙台家庭裁判所では、申立後、申立人及び成年後見人候補者から詳しい事情をおうかがいするための面接を行っています。申立書類が揃った場合は、以下の連絡先まで電話していただき、面接日の予約を行ってください。

(1) 仙台家庭裁判所後見センター・後見開始係

022-745-6090

受付時間：平日（月～金）午前9：00～12：00

午後1：00～ 4：00

(2) 予約の際、以下のことを確認の上、日時を調整します。準備された診断書・申立書類等をお手元に用意して、確認しながらお話しください。

- ① 申立てに必要な書類は全て揃っているか
- ② 本人（判断能力が低下している方）の現在の住所（居所）
- ③ 診断書の「判断能力判定についての意見」という項目は、4段階の1番上（自己の財産を管理処分することができない）にチェックが付いているか
- ④ 本書面後記2の「**後見開始申立上の注意点**」をお読みいただいているか

面接開始の時間は、原則として、午前10：00、もしくは午後1：30のどちらかになります。予約日当日は、仙台家庭裁判所1階の後見センターにお越しください。なお、面接時間は、2時間程度ご予定ください。

(3) 申立書類については、面接日にお待たせしないため、予約した面接日の3日前（土日休日は除く。）までに提出していただくようご協力をお願いしています。

2 後見開始申立上の注意点

(1) 申立ての取下げについて

後見等開始事件については、その申立ての取下げは、家庭裁判所の許可が必要となります。申立ての取下げを行っても、許可されない場合があります。

(2) 後見人の選任等について

- ① 家庭裁判所は、予定される後見人の職務の内容や管理する財産状況等を総合的に考慮し、後見人を選任します。適正な後見事務がなされるために、専門職（弁護士、司法書士、税理士、社会福祉士等）を後見人に選任する場合があります。申立時に希望される後見人候補者が必ず後見人に選任されるわけではありません。
- ② 後見人の選任の態様については、親族のみの後見人が選任される場合や専門職のみの後見人が選任される場合、親族と専門職の後見人が選任される場合等多様です。
- ③ 選任された後見人（親族や専門職）や後見監督人（専門職）には、後見人等からの申立てにより家庭裁判所が適正な報酬額を決めることとなります。この報酬は、本人（判断能力が低下している方）の財産から支払われることとなります。

※ 保佐開始、補助開始の申立てについては、面接の予約は不要です。